

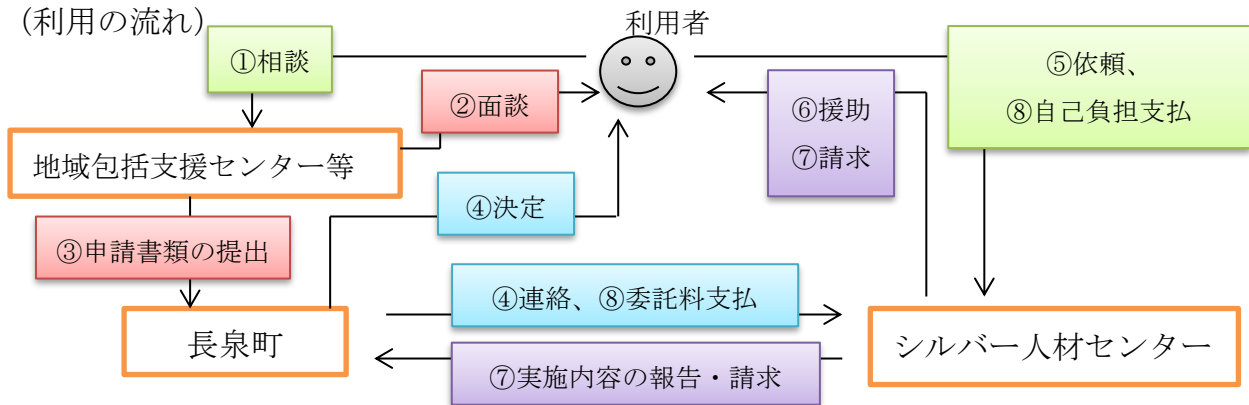
軽度生活援助事業

2023.4.1 改正 資料 No.14

町では、高齢者の方の日常生活を手助けする制度（軽度生活援助事業）を行っています。
この制度は、町がシルバー人材センターに委託をして実施しています。

※シルバー人材センターが別に実施している家事援助サービスとは別の制度です。

(利用の流れ)



★対象者

町内在住の一人暮らし、又は高齢者世帯の 65 歳以上の方で、家事援助が必要な方

★サービス内容

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 調理及び配膳 | (6) 屋外の掃除及び整理（軽易なものに限る。） |
| (2) 食材、日用品等の買物 | (7) 通院以外の外出時の付き添い |
| (3) 洗濯 | (8) 入院中の洗濯又は入院に必要な物品の買物等 |
| (4) 屋内の掃除及び整理 | (9) その他日常生活上の援助 |
| (5) 通院時の付き添い | |

ただし、介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方、介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者注）である方は、(6)～(9)のサービスのみ利用できます。

※軽度生活援助事業で行うサービスは日常生活の家事の範囲内であり、庭木の剪定、草刈り、障子の張り替え、部屋の模様替え、入浴介助等などの援助はできません。

注）介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者…介護認定等を受けず、基本チェックリストによりサービスが必要と判定された方

★利用できる時間数

申請した月から年度末までの月数×8時間

ただし、介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方、介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者である方の場合、申請した月から年度末までの月数×4時間となります。

★利用者自己負担

1 時間 500 円

ただし、(5) (7) (8)のサービスを受ける場合、別途交通費の負担が必要になります。

裏面もご覧ください

軽度生活援助事業

2023.4.1 改正 資料 No.14

★利用手続き

①介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方、介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者注）である方…担当のケアマネジャーにお申し出ください。

② ①以外の方…お住まいの地区を担当する地域包括支援センターへお申し出ください（下表参照）。

ケアマネジャーまたは地域包括支援センター職員が面談・申請書作成を行います。

地域包括支援センター一覧

圏域名	①北部（概ね北中学校区）	②南部（概ね長泉中学校区）
名称	長泉北地域包括支援センター	長泉南地域包括支援センター
担当区域	元長窪・上長窪・屋代住宅・八分平・下長窪・池田・尾尻住宅・谷津・駿河平・南一色・東へ南一色・納米里・上土狩・惣ヶ原・エンゼル・鮎壺（黄瀬川以西）	シャリエ中土狩・中土狩・荻素・新屋町上・新屋町中・新屋町下・シャルマン・駅上・駅中・駅下・薄原上・薄原下・シャリエ南・シャリエ東・西・原・東・三軒家・エンゼル西・グランツ・杉原・原分・高田・竹原・シャルマン竹原・本宿・鮎壺（黄瀬川以东）
所在地（予定）	長泉町下長窪 781-1 （ながいすみホーム地域づくりセンター モク・オハナ内） 電話 941-5335	長泉町下土狩 457-2 （さつき園内） 電話 999-2121

※担当区域は令和6年4月1日現在

問合せ先 長泉町役場 長寿介護課 高齢者支援チーム TEL 055-989-5537